

青森県報

号外第八号

令和三年
二月二十四日
(水曜日)

目 次

告 示

○県税に関する申告の期限の延長……………(税 務 課) ……一

告 示

青森県告示第百十八号

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)第二十七条第一項の規定により、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)又は県税に関する条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、県内に県税の課税地を有する者に係る個人の事業税に係る申告に関する期限(年の中途において事業を廃止した場合に係るものを除く。)でその期限が令和三年三月十五日に到来するものについては、その期限を同年四月十五日まで延長する。

令和三年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円